

厚生労働省発開0313第2号  
令和6年3月13日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案要綱

キャリアアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案要綱

第一 キヤリアアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものの要件のうち、特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者であることを削除すること。

第二 この告示は、令和六年四月一日から適用すること。